

産業民生常任委員会

平成24年3月13日(火)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時28分)

○委員長(原見正信) それでは、ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

出席委員は9名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり付託案件6件と、平成24年度閉会中継続調査の申し出(案)について及び平成24年度所管事務調査年間活動計画(案)についての以上8案件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、3月2日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(原見正信) 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第5号、議案第6号、議案第8号の順番で行います。

最初に、議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定について(伊達市観光物産館、黎明館)を議題といたします。

それでは、議案第1号の質疑を願います。

○委員(菊地清一郎) この観光物産館に関しましては、先日の一般質問の中でも次世代エネルギーパークということで一部触れさせていただきました。それで、その中でいろいろご回答はいただいておりますけれども、今回もう少し細かい部分、その辺はお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、第1点ですけれども、株式会社伊達観光物産公社ということで4月1日にオープンいたします。まず、出資者の構成で、伊達市が約66.7%、農業協同組合が13.3%、伊達商工会議所が13.3%、NPO法人伊達観光協会が6.7%という収支比率でスタートいたしますけれども、まずこの役員関係、こういう方々が何名おられまして、その構成、この出資者の比率によって何か、どういう形で選ばれてくるのか。

また、4月1日オープンということですので、現地の人事構成、直接現場で働かれる方々もほとんど決まっておられると思いますが、どのような職種で何名くらい働かれるのか、まずその辺をお尋ねしたいと思います。

○商工観光水産課長(岡田 忍) お答えいたします。

まず、前段の公社の役員構成についてということでございます。役員のほうは、今菊地委員からご説明いただいた各出資者から役員を出していただいております。具体的に申しますと、伊達市から1名、伊達農業協同組合から1名、伊達商工会議所から1名、NPO法人伊達観光協会、こちらからは3名の方が役員として入っております。それと、監査役として1名専門の方が入っております。

す。

それと、社員、従業員の方の構成というところですけども、具体的に今のところ私どもで例えば観光公社のほうにはだれだれが配属というところの具体的な情報はまだいただいておりません。ただ、大きなところの職員の構成といたしましては、公社のほうの事務方、一般的な事務職員というところで3名程度、それと物販のほうの販売員というところで約8名程度というような人員配置というふうになっております。

○委員（菊地清一郎） 出資者のパーセンテージの構成にはほとんど関係なく、合計7名ということをお伺いいたしました。それで、今この場でお話しできる範囲で結構ですが、この役員の方々の年間の報酬というのはどのくらいお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。また、事務、物販の方々の報酬も年間どのくらい見込んでおられるのか、いかがでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

今、年収はちょっとつかんではいなかったのですが、まず代表取締役の月額報酬は25万円というふうになっております。それと、専務取締役が月額報酬22万円ということで、その他の取締役の方については報酬は特にございません。

それと、職員の給料ということですけども、正直申しましてお一人お一人額が違ってございます。具体的には、今そちらのデータはちょっとこちらのほうにはまだいただいておりません。

○委員（菊地清一郎） 代表取締役の方が月25万、専務取締役が月22万ということで額が今わかりました。普通の民間に比べましてそんな大きい金額ではないのだなというふうにならなかつたわけです。

あと、事務職員関係、あと物販だとか現場で直接働かれる方々の給与も、本来であれば今つかんでおかなければおかしい話かなというふうに感じていますが、それはまた後日というふうになります。

次に、4月1日オープンということですので、今もう3月の中旬です。そういう意味では、いろいろな段取りが今大変急ピッチで進んでいると思いますし、なかなか計画的にいかない部分、おこなっている部分あると思いますが、その中で4月1日オープンにすべて間に合うのか。間に合わせていただかなければ困ると思うのですが、非常に問題点があるのであれば何かお知らせしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたしますけれども、今のところまず工事の関係につきましては、昨日も代表の須藤建設の担当の方とお話しさせていただきましたけれども、工事のほうは工期内で間違いなく竣工し、お引き渡しができますというふうにはなっております。今引き渡しは3月の21日を予定しております、その後逐次備品の搬入ですとか、そういう作業を進めてまいりたいと思っております。一応現在の黎明館のほうの物産館も並行して動いておりますので、なるべくそちらの営業には支障のないようにと、準備を進めてまいりたいというふうになっておまして、そこは公社もそうですけれども、私ども市のほうも協力しながら進めてまいりたいというふうになっております。

○委員（菊地清一郎） はい、わかりました。ほかの方々もご質問があるかと思っておりますので、た

だちょっとあと2点だけお願いしたいと思います。

そのうちの1点ですけれども、次世代エネルギーパークの中で観光事業として物産館の果たす役割が大変大きいというふうになっております。そこで、具体的に修学旅行だとかの誘致をするためには、言葉は大変悪いかもしれませんが、恐縮ですが、それなりのプロがいませんと、プロにお願いしませんとなかなか難しい部分もしくはやっぱり経験というものが必要になるというふうに思われますので、その辺この次世代エネルギーパークと連動したときの誘致営業、これ大変大事になってくると思いますが、ただパンフレットを渡すだけでは、これは仕事ではありませんので、その辺の戦略というか、今はまだ100%整っていないとしましても、戦略上どういう形で今考えておられて、4月1日オープンするときにはその辺の観光事業としてどういう形でオープンなされるのか、そしてまた今後継続していくためにどのようなことをお考えになっておられるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

次世代エネルギーパークに関する関係も、間違いなく観光、特に教育旅行というところの修学旅行に関する重要な資源の一つになってまいっていると思っております。また、観光という面では、今いろんなスポーツの面ですとか、その他もろもろ伊達市には資源があるというふうに考えております。そういうものを複合的に組み合わせながら取り組んでまいりたいというふうには思っておりますけれども、これは実際に市の予算のほうでも教育旅行の誘致の関係の予算を今年度計上させていただいておりますので、市と観光協会と連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。その際は、今次世代エネルギーパークの関係でパンフレットをつくっていただいておりますので、それも当然活用させていただきますし、そこにいろいろな観光で使える、教育旅行で使える伊達市の中にある体験施設のデータなども織り込んだ形のパンフレットに少しリニューアルしまして、使ってまいりたいと思っておりますし、そのPRに行くに当たっては地元の業者さん、観光に係る業者さんのいろんなつてなどもおかりしながら進めてまいりたいと思います。我々も今、観光の旅行代理店等との少なからずパイプもございますので、そういうところもうまく活用しながら観光という面につなげてまいりたいというふうに考えております。

○委員（菊地清一郎） はい、わかりました。市内の方々だけではなく、外部からもいろいろなお話をいただきながらという、そういう視点でよろしいですね。はい、ありがとうございます

あと、最後に1点ですけれども、昨年9月9日に修正動議という形で産業民生常任委員会から、その販売業者の粗利率に対しての利用料、これを修正動議がかかりまして、当時行政サイドは100分の5、5%ですね。それが100分の25の25%という形で修正動議を受けました。このたび4月1日初めてオープンということですので、その辺の25%というのは私は大き過ぎるというふうに認識はしておりますけれども、今後の考え方としましてその辺どのような形で考えられていくのか。そしてまた、現在たしか17%ぐらいですか、どのくらいの管理料を受けるのか、その辺お答えお願いしたいと思います。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

まず、先ほど菊地委員のおっしゃってました17%というのは、多分野菜の関係の販売手数料の

関係だと思しますので、その率はまたちょっと違う率だということで、それで実際の使用料率の関係なのですが、新しい物産館の中にはテイクアウトということで飲食コーナーを置かせていただいております。そこのエリアについてはまさにその率を使いまして使用料をいただくということで今準備しております、その率につきまして今のところ100分の11%ということで準備をしているというように伺っております。

それと、今の質問の内容は、公社側からの費用負担という意味合いでよかったですでしょうか、今の使用料の関係については。

○委員長（原見正信） 再度質疑する形で。

○委員（菊地清一郎） 出資者の構成ということで4つございますよね、4団体といたしますか。その4団体がかかわる、具体的に現地でかかわる方々、出資者、そういう方々に対するもし使用料何%という形で考えられ、そういうものもあるのか。それとも一般的に、先ほど農家が約66戸、約70戸近くの方々が直売をするという中で、そういう方々に対しては17%というお話がございましたが、そしてまた今テイクアウトを考えているということで、その中ではそのテイクアウトの業者さんには25%いただくということでしたか。それとも100分の11ですか。なるほどですね。テイクアウトの方々には100分の11ということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員（菊地清一郎） それで、いや、要するに物産館の中で入られる直売だとか物を売るという方々に対してのパーセンテージをお尋ねしましたので、以上であればそれだけであるということで私は結構でございます。わかりました。それで、ちょっと今後の考え方もひとつお聞かせしていただきたいと思えます。

○経済環境部長（的場重一） お答え申し上げます。

ただいま課長のほうからお話をしましたように、いわゆるテナントで入ってくる分については最大限、100分の25以内のテナント料で営業していただくということであります。具体的にそのテナントについて、事前にいろいろ今までやってまいりました。なかなか実は需要がありそうでなかったというのが現実でございます。それは単に手数料という視点ばかりでもございませんでした。今のところは1社のテナントを入れる格好で事業展開していくわけですけれども、今後要するに商売になるということであれば、希望する小売店さんが出ていただけるのだらうと思えますけれども、あとどんな形でテナントが入ってくることが総体的な営業成績につながるのかというようなこともあると思えます。今後は、その指定管理者とよく話をしながら手数料の面も含めていい結果を導けるような対応を進めていきたい、こんなふうに思えます。

○委員（吉野英雄） ただいま副委員長とのやりとりの中で、従業員の構成、役員構成については明らかになったわけですが、従業員の賃金、給与などについてはまだつかまれていないということで、これは非常に問題だなと私は思うのです。この指定管理者制度が入ってから国会でもこれは論議になりまして、特に一昨年ですか、11月に参議院の総務委員会で論議がされております。その中で、当時の片山総務大臣が指定管理制度がコストを下げるというツールに使われているというようなことがあってはならぬということを明言しまして、各都道府県や市に対して通知を行っております。

す。その通知の中の6つ目として、指定管理者に対して労働法令の遵守を求めるということを明確に求めているわけです。もちろん従業員にお支払いになる賃金、給与等については、労働基準法の最賃のこれを下回るということはないと思いますが、こういった点についてきちっと掌握されていないというのはやはり問題だだと思います。早急に掌握して議会のほうにお知らせを願いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

既に指定管理するに当たっての選定委員会において提案をいただいているわけですが、当然その中には所定の人件費というのは入っている数字で提案を受けております。それは通常のそこで雇用されている方々の人件費相当分がのっているということになっております。それと、パートの販売員の方々ですけれども、その方につきましてはハローワークを通しまして募集をかけております。その賃金につきましては、当然最賃を割るような賃金ではないというところなのですが、実際に応募者が十数名いたというふうに聞いておりますので、その中でどなたが採用になって何人になったかというところまでちょっと伺っていなかったというところでそのようにお答えしたところでございます。

○委員（吉野英雄） 当然この委員会の質疑の中では、そういう問題が論議されるということがわかっていらっしゃると思うのです。ですから、委員会の中で明らかにできるようにぜひ準備をお願いをしたいと思います。

もう一つは、最賃のとらえ方ですけれども、これは直接指定管理のところとは関連しないかもしれませんが、やっぱり最賃はあくまでもこれは最低のラインということで決められているものであって、今各自治体で公契約制度などが論議をされておりますが、その中でも最賃を盾にして自治体が全体のいわゆる労働の賃金を下げるといようなことがないようにということが公契約制度の中では論議をされておりますから、やはりその点もぜひ考慮して当たっていくべきかなというふうに思っております。これについてはご答弁は要らないと思います。

それで、あと何点かお伺いをしたいのですが、市の議案説明資料にいわゆる評価、選定の基準について4項目ほど挙げられております。平等な利用の問題ですとか施設の利用が最大限に利用、発揮されることとかというふうに挙げられておりますが、先ほど副委員長の質疑の中でもありましたように、エネルギーエコパークの中の一つの拠点として位置づけて、なおかつ情報発信、それから地場産品の販路拡大というような拠点として位置づけているというふうに市長が述べられております。ですから、私はこの4つの基準、指定管理する施設によっていろいろ違うと思うのですが、この4つの基準だけではどうも今後足りなくなってくる可能性があるというふうに思いまして、これは副市長でなければお答えになれないかと思いますが、これらについて施設ごとにやはり選定基準、こういったものをやはり検討していく必要があるのではないかなと思うのですが、これらについてはいかがでしょうか。

○副市長（疋田 洋） さきの一般質問の中でもお答えしたと思いますけれども、確かに標準的なこの評価、評点制度というものを担当課がつくって、それをそれぞれの部署に合わせて加工しているという状況ですけれども、その加工の点について、今委員の指摘があったように、具体の部分

でもってちょっとそれが本当になじむのか、なじまないのかというところについては、多少やっぱり疑問が残る点もございます。したがって、この間一般質問でも答弁したように、これらの点、いわゆる評価のポイント、それから後の評価の、いわゆる民間人の登用、こういったところの部分も含めて早急に次の指定管理者、どこのところが来るかちょっと僕もわかりませんが、次の指定管理の部分からそれぞれやっぱり実態に合わせた評価ポイント、これをつくるように指導してまいりたいと思っています。

○委員（吉野英雄） わかりました。

それで、今回の物産館の評価についてですけれども、いわゆる指定管理として物産公社がいいというふうになったその評価点数表がここに載っております。それで、この審査結果について、委員によって満点の115点から、115点ですね、満点が。それで、111点から最低の方で88点ですか、ですから23点の開きがあるのです。いずれもこれは総合点の6割以上、69点以上の得点を得ているから問題ないのだということでもいいのか、あるいは委員に対する情報提供が足りなかったのか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

私どもの印象としては、情報の不十分さというよりも、情報を共有する中でそれぞれの委員さんのやっぱり主観的な結果というふうに出ております。

○委員（吉野英雄） 経済環境部長がおっしゃるように、それぞれの印象によって評点をしていくということになるわけですから、それはばらつきがあるというのはある程度やむを得ないものだというふうに思います。評価項目が6項目ありまして、それぞれに配点があって評点をつけていくということになっております。それで、ばらつきがある程度あるというのはしょうがないというふうに私も思いますが、例えば安定性のところを見ますと、委員によっては満点をつけている方と15点しかつけていない、これジャスト6割ですよ。こういうような評点の仕方に大きな違いが出るというのは、やっぱり市の側から示されるいわゆる各公社としてどのような事業をやっていくのかとか、そうした点についてきちっと情報が出されているのかなというふうな感じが、印象がぬぐえないのです。こんなに開きがあるのかと。10点も開きがあると。やはりもちろん6割以上ですから、問題ないという観点もあるのかもしれませんが、できるだけ情報を共有してこんな点数に大きな開きが出ないようなスタイルでの情報提供というのが必要ではないのかなというふうに感じております。

それで、評価項目6項目なのですけれども、この評価項目の中で具体的にこの印象だけで点数をつけるとなると、例えば平等性というふうになりますと、その中であるいは項目がきちっと分けられていくのか。例えば平等性は20点ですよ、これに点数をつけてくださいとなっているのか、効率性の場合も大きく一くくりで25点だから、それに対して点数つけろとなっているのか、この辺はやっぱりもうちょっと工夫が要るところなのかなというふうには思っております。もちろんどういうふうにも、余り細分化してしまいますとこれまたいろいろ問題も出ますから、例えば大きく2つか3つに分けて配点をしていただくか、そういった工夫、こんなに点数が開かないような工夫をやっぱりやっていく必要があるのではないかなと思います。これ一般市民に公表、これ見ること

きると思いますから、こんなに開きがあって、これでいいのかという問題が必ず今後起きてくると
思います。やはり情報を共有して、あるいはこの評点のあり方についても工夫をして、きちっと情
報が共有されて点数がつけられたというふうにやっぱり透明性を図っていく必要があるのではない
かなと思いますが、この辺は何か今後工夫していく考えはありますでしょうか。

○経済環境部長（的場重一） 評価表の中身について若干申し上げますと、例えば平等性を20点と
いうふうにいたしました。その中で4項目実は項目を挙げていて、満点が5点ですというような
ことをしております。効率性でいいますと、25点の中に内訳としてまた5項目があるというよう
なことでやっております。

先ほど委員の指摘からもありましたように、実はこの物産館のような形での指定管理というのは、
恐らくうちのまちの中でも経験のない公の施設であったかと思うのであります。そのことにも十分
私どもとは意を用いまして、質問の時間も含めまして各委員さんのほうからは今のルールでいうと
こういう形での実は採点になると、なじんでいない点もあるという説明もさせていただきました。
その中で、それぞれ各委員からいろいろ質問もありました。それについて公社側の考え方はこうだ
ということも述べる中での時間をとったという思いがありますから、情報の共有ということでは一
定の効果といいますか、役割を果たしたと。その中でこのような差はありますけれども、それぞ
れの意思の中で採点をしたと。トータルで申し上げますと、先ほど副市長が申し上げましたように、
やっぱりなじまないという気は事務担当としてもしました。そういう点については総務のほうへも、
私どもの、僕らがやった今回の指定管理でいうところのところが課題なので、検討してほしいと
いう庁内での意見交換もやっております。

○委員（吉野英雄） なるほど。それぞれ委員の質問に対しての公社側の説明もされて、その上で
採点が行われているということで、その辺の中身についてつまびらかにしませんでしたので、質疑
と答弁がかみ合わなかった部分もあると思います。ぜひ今回の物産館については、当然中で物販を
して、そして一定の利用料といいますか、それをいただいて運営をしていくということとあわせて、
市のほうからの運営委託管理費、これが入って収支とんとならばよしとしなければならぬのか
なというふうに思いますが、できれば物販のほうで収益を上げていただいて市の持ち出し分を少な
くするというのが理想の形でありましようから、やはりこれ5年間という委託期間ですので、5年
間の中でもやっぱり中間で評価をするだとか、そういったことも必要ではないかなと思いますが、
これらについての考えはいかがですか。

○経済環境部長（的場重一） ご指摘のとおりだと思っておりますので、私どものほうもこの24年
度の予算の中では24年度分について提案をしておりますけれども、委託料については基本的には毎
年見直しをしたいというふうに考えております。先ほどご質問にありましたように、いわゆる商売
をしてもうけていただいて、委託料を減らすという方向を私ども同じように考えております。ただ、
今年度で言いますと立ち上がりということもありましたので、指定管理をするに当たってかかる経
費についてもつまびらかにしております。こういう金額で委託をするのだが、どういう格好で受け
るということで申請書をもらうのですけれども、そういう中身でいいますと今回24年度についてい
いますと、公社のほうは行政側から示された経費を300万私どものほうは収入の中で見るので、300

万、少ない金額で請け負いますというような経過がございました。

○委員（小久保重孝） 同僚議員とのやりとりでいろんなところがわかってきましたし、スタート時点で余り厳しいことを言うのもどうなのかなという感じもしておりますが、ただ以前からずっと議論してきて、ようやく4月からということでございますから、何点か確認をさせていただきたい。

まず、以前からの議論では、とにかくもうかる施設、言ってみればそのもうかるというのは、生産者がもうかるまたは加工業者がもうかる、この市内の経済が潤う、そのことをある面公という舞台の中でどこまでやり切れるかということがございました。今回の評点の中で、自主事業の計画というものが5年ということを示されています。もちろんだからそのことを考えた上での提案というものがなされているものと思うのですが、来年以降はいいのですが、ことし、24年度について何か物販にかかわる部分でことし特筆すべき事業というものはどのように考えて提案がなされているのかということは押さえていますか。

○経済環境部長（的場重一） 自主事業にかかわる計画書というの、ペーパーを用意して出してもらっております。その中でいいますと特に目新しいということはございませんけれども、いわゆる今回は物販スペース以外にイベントのスペースですとか、あるいはインフォメーションの観光案内というところがありますから、そここのところをフル活用して集客を図りたいというのが特徴というふうにとらえております。イベントスペースについても、少なくとも月2回程度は何かしかのイベントをやりたいという提案でありますし、あわせてネット販売にも取り組む。これちょっと話がずれますけれども、別の実行委員会組織でネット販売についての研究をしております。それを公社のほうに取り込んでネット販売も一方では進めていくということ。それから、インフォメーションの観光案内業務繰り返し申し上げておりますけれども、こども活用することでいわゆる市内の飲食店への人を送り込むという視点もありましょうし、インフォメーションを充実することでここを利用してもらって施設の売り上げにつなげるというようなところが、やっぱり今までの施設から比べまして売り上げ、地域に貢献をする、そういう視点はやり方によってかなり幅が広がったというふうに思いますし、公社のほうもそういうことを踏まえて提案をしてきているというふうに計画書の中では見ております。

○委員（小久保重孝） もう少し具体的に何をやって、またそれに対して市はどんな予算を考えながら一緒になって盛り上げていくのかということもお聞きをしたかったのですが、そのことは省きます。ただ、そのことと、例えば開館時間の弾力的な運用というものが以前のときにもちょっと話題になりました。当然開館時間というものは指定管理と含めてセットですから、決められているのですが、ただ現状で黎明館の使用の中で、6時までということの中で、例えば5時半ぐらいに野菜を引き揚げていく。5時半ぐらいに引き揚げて、お客さんが来てもとにかくそれをしまってしまう。そんなことに対して生産者からクレームがあったわけでありまして。ある面5時以降の集客という部分では、もちろん民業圧迫の部分はあるかもしれませんが、ただそのことと今申し上げたようなイベント時はこうするとか、通常時でもある程度時間というものは弾力的に運用するのだということが、今回の指定管理の団体のほうで具体的な計画というものが示されていたのかなと、その辺をちょっと確認をしたかったのです。いかがでしょうか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

今のところの提案では、条例で定められております18時までの開館時間での運用というふうになっておりますけれども、条例の中でも定められておりますとおり、指定管理側の意向で開館時間というのは変更できるような内容になっております。イベントですとか時期的なもの、これは当然これからの運用の中で必要な時間というのがはっきりしてくると思いますので、そういうものを見ながら時間の変更というのも今後出てくるというふうには私どもとしては考えております。

○委員（小久保重孝） 弾力的な時間の運用というものはぜひ考えていただきたいし、そのことは結果的には先ほども話題になった労賃の話にもつながってくることとなります。当然ながらパートさんの労賃にも影響をしてくる話で、これは民間ベースで考えれば当然だから収益が上がるのが前提の中でその賃金というものは払っていくという、賃金ありきではなくてまず収益だという考え方のもとで進められるべきだというふうに思っております。ただ、これも同僚議員が言っていたように、やっぱり指定管理という制度の中ではどうも社会通念上、例えば社会保障費関係とか働いている方々の待遇というものがやっぱりどうも下になってしまう。そのことはやっぱり否めないのだなと思っております。ですから、そのことを本当に強く思えば、まず賃金ありきだという話になるのですが、その辺のバランスのことについても、このもうける施設、さらに公社が入って、この間の大綱質疑でも市長の考え方を聞いたのは、その辺が非常にミスマッチではないかということなのです。非常にだから公的な施設を半分維持していかなければならない反面、ある面労働者のためにもあるべき姿を示さなければいけない。また、生産者に対してもいい形を残さなければいけない。その結果としては、先ほど副市長がしみじみもおっしゃっていただいたように、どこかで見直しをしなければならないのではないかというようなことがちょっと考えられるので、そのことを改めてお考えをお聞きをしておきたいと思うのですが。

それと、あわせて副市長にこれご答弁いただきたいのですが、先ほどこの労賃の関係では、同僚議員はそんなに高い金額ではないと言いましたけれども、代表取締役の25万というのは私は高いと思います。これはやっぱりもっと、社会通念上どうかということではなくて、やっぱりこれはそれこそ行政がかかわった中で運営ここまで来たわけです。ここから先はやっぱり本当にその物産館がもうけた中で抛出する、要するに給料を出すということはいいいのですが、当初から25というのは最低賃金だというような形で出すことは、私はちょっとこれ市民から理解されないのではないかなと、そのように思います。ナンバーツー以下の方は、これは毎日出ていくこととなりますし、当然だからそれは認められるべき金額というのはあると思うのです。ただ、これは本当にその方の顔もわかるので恐縮ですが、個人的なことを言っているのではなくて、前副市長というやっぱり市民から見てもその状況というものがよく理解される方がトップに立って、そして25万というのはそれこそこのまちでいうと20代、30代でももらっていない方いるのですよ、それだけの金額を。それこそ25万もらって大変なのです。ですから、そういう中でこういう金額が決められて、それだけの仕事をしてもらえるかもしれないけれども、ただまず金額をそういう数字で決めてしまうこと自体が大体おかしいのではないかな、そんなふう思うので、これは余り深くやってもあれでしょうけれども、この副市長からぜひ今申し上げたようなトップに対する賃金の話、そして先ほどもおっしゃって

ただいたような今後の運営の見直しについてぜひ一言いただいて私は終わりにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副市長（疋田 洋） いわゆるこの株式会社の関係につきましては、まだ当面運営が4月1日からということでされてございません。我々として一番期待するのが、どんどん、どんどん売上げを伸ばして行ってほしいと。その比例として、その売上げがあることによって雇用もふやしていただきたい、それから賃金もそれなりに上げていただきたいというのが基本的な市側のスタンスでございます。したがって、その辺を努力していただければそういった雇用も、あるいは賃金もふやしていただくことはそれは結構ですということで、そういった形でもって安定的な運営と、それから雇用の確保というところについて、ぜひとも公社としては努めていただきたいなというふうに思っております。

それと、社長の25万の話でございますけれども、高いか安いかというのはそれはそれで議論があるのでしょうか。ただ、まだいわゆる具体的な会社の赤字、黒字の問題が出ておりません。したがって、これから4月以降それぞれ売上げの関係でもって収支のバランスの見直しを含めて出てくると思います。その段階でそれがもし大きな売上げの目標値に届かないということになるのであれば、やっぱりそういった責任も含めて社長がとるとというのが当然だというふうに思っていますから、そこはやっぱり多分そういう形の中で自分も身を切りながら、また目標に向かった方向性が出てくるのではないかとこのように思っております。したがって、現状の中では多分今の目標というものがクリアできるだろうというふうに思っていますので、当面はそのところは株式会社の中で決めた給料ですからとやかく、我々株は出してございますけれども、そこに対してクレームをつけてひっくり返すというようなことはできませんので、当面推移を見守っていきたいということでございます。

○委員（小久保重孝） 今苦しい中での前向きな答弁だと思っておりますけれども、株式会社という別人格の中で、法人の中ですから、もちろんひっくり返すということはできないにしても、ただとやかく言えない立場ではないと思うのです。これは厳しくやっぱりそれは監督をしていく必要があると思いますし、OBだからなかなか言えないみたいなことにはならないように、やっぱり実態として目標を設定するのはもうこれ当然です。目標は当然。それ以上にやっぱり収益を上げることがこれは責任ですから。ですから、そのことがかなったときにようやく支払いが出るというぐらいの心づもりでいていただかないと、これ後で市民から、本当に何のために、公社のためにつくったのかというような話になってしまいますから、そういうことではないということをぜひ副市長先頭になってやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員（嶋崎富勝） 重複するかもしれませんが、やっぱり今回の指定管理、先ほど答弁ありましたとおり、今までの指定管理のあり方とはまるきり違う性格のものですよね、答弁あったのですけれども。やっぱり収益も上げなければいけない。観光的な要素も含めて取り組んでいかなければいけない。そういった中で、本当に私も今重複すると言いましたけれども、いわゆるこの審査のあり方が果たして本当にどうなるのかなと思っていました。吉野委員からも例えば賃金、公契約の話も含めてありましたけれども、これ今後ある意味では、雇用という立場の中では一定の公契約

制度とは言いませんが、いわゆるこの審査対象の中に条件として、いわゆる賃金の問題とか、それから福利厚生の問題含めて、やはり逆に審査の項目にやっぱり入れるべきなのかなと私思っていました。実際に副市長も聞いていると思うのですけれども、例えばコミセンの運営でも、本来であれば若い人もコミセンの中でやっぱり働けるような状況にしていかなければいけないのかなと思っていました。実際に話聞いたら、本当に小遣い程度に働いているのだと、そんな話も聞いていますから、若干ずれますけれども、いわゆる公契約に見合ったような条件の中で、逆にこの審査の前段の中でこのものをやっぱりクリアしていくべきだというぐらいの取り組みをするべきだなと思っていますけれども、若干今回の議案と違いますけれども、副市長その辺どうですか。若干かわりあるものですから。

○副市長（疋田 洋） 今回の問題とコミセンの賃金の関係、それはちょっと違うと思っています。コミセンの関係については雇用という場を確保するために施設をつくっているわけではございません。いかにして地域の皆さん方が安く運営をしていただくということが大きな視点になっていますから、そこのところは余り雇用という立場で判断をされるとちょっとまずいかなというふうに思っています。

今の公契約の関係でございます。今、多少の市でなってきたてございますけれども、いずれにしてもまだうちそういった公契約制度を導入してございませんから、それをいわゆる評価項目の中で点数をつけていくということについてはなかなか難しいものがあるかもしれません。ただ、いずれにしても、安ければいいという問題ではなくなっていますから、そこのところは十分改めて先ほど言いましたように、評価項目の見直しあるいは点数の問題も含めてございます。その辺について十分検討を加えて、そういった働いている人たちが不利にならない、あるいは低賃金で使われないような方向性を見出していきたいなと思っています。

○委員（嶋崎富勝） ちょっとコミセンの話が今、あえて今コミセンと使ったのですが、指定管理の話、ずれて大変申しわけないですが、例えばコミセンばかりでなく、今指定管理者制度ふえていますね、指定管理。体育館あるいは今度プールも多分そうなりますから。だから、そんなことを含めての一例ですから、コミセンというの、あえてコミセンにこだわったわけではないですから、その辺ちょっと誤解しないようにしていただきたいと思っています。

あと、この指定期間5年間ですよ。そういう説明あったのかちょっとあれなのですが、運営に対するこの5年間の中で、例えば運営協議会みたいなものをこの中で立ち上げていくのかどうなのか。いわゆる公社だけで、果たしてそれで全部任せてやっていくのかどうなのかということも含めてちょっとお聞きしたいのですが。

○経済環境部長（的場重一） お答え申し上げます。

ご質問にありました協議会という形のをなかなか描けないのでありますが、具体的にそういう組織をつくるというのは今のところ予定しておりません。繰り返し申し上げますけれども、恐らく商売という視点でいうと、5年程度の基本的な契約というのが好ましいだろうと。内容について、行政が幾ら負担をするのだというその委託費については毎年評価をしながら見直しをしていくわけですが、そういう中で対応していくというふうに今のところ整理しております。

○委員（嶋崎富勝） ちょっと私の説明、質問の仕方悪かったのですが、例えば具体的に言いましたら、これやっぱりテナント入るわけですよね、テナントが。例えばテナントの見直し、これ不穏当な発言になるのですけれども、いわゆる公社の好き嫌いで入れなかったり、そういうことがないようにその辺透明性あるいは公平性をきちんとやっぱり持つべきだと。これ公社にすべて全部任すということになるのですか、例えば提案等の問題含めて。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

具体的なテナントということであれば、公社の判断にお任せをするという考えでおります。

○委員（嶋崎富勝） ですから、公社にすべて任せていいのかという部分含めて私はちょっと心配なものですから、だからどこかで協議する場所がやっぱり必要なかなと思っているのですよ、公社に全部任せているのだから。しかしながら、やっぱり指定管理をして公的な部分というの相当強いわけです。ちょっとどうやって表現したらいいのか。その辺やっぱり公平性、透明性というのこれきちんと指定管理の中で、一般の企業とまるきり違うわけですから、その辺の考え方ってやっぱりきちんと持つべきなかなと思っていましたので。

○経済環境部長（的場重一） お答えを申し上げます。

この事業に取り組むときにいろんな議論があったかと思うのでありますけれども、本来で言うと公の施設として物産館を行政が運営をするということにはいろんな意味で、不合理という表現が適当かどうかはともかくですが、なかなかなじまないところへチャレンジしているのだという気もしております。ですから、一方で公の透明性という指摘を受けるところと、一方でもうけを上げていけるところと、一方で言うと民営圧迫ではないのかということとのバランスをいかにとって運営していくかというのは、実は見えないところでもありますけれども、常に我々が公社の話題、物産館の話題をするときに念頭に置いている課題であります。

きょうもいろいろご指摘を受けておりますが、まさにその件について果たしてそれぞれの視点から100点ということになるかどうかわかりませんが、ただ思いとしては今嶋崎委員から言われるところの透明性、小久保さんから言われるところのもうけ、あるいは雇用、あるいは賃金が高い安いということも全部ひっくるめて、なかなか行政がそれを進めていくにはなじまないかなという気はしておりますけれども、やろうと思って踏み込んだその地域の実情もございますから、そのことをのみ込んで成功できるように努力をしたいというふうに思います。

○委員（嶋崎富勝） 今、部長言われたとおり、本当に課題はあるのですよ、いろんな部分。だから、ある意味ではスタートですから、委員会の議論として聞いてほしいですが、ある意味では走りながらやっぱり改善していくものは改善していく、直していくものは直していくというような方向でいかざるを得ないと思うのです。ですから、初めてのスタートの地点ですから、だからこの委員会の中で議論を深めていって今後参考にさせていただければなという思いがあるものですから。

いろんなことあるのです。例えば本当にもうけだけでいいのかと、私個人的には。例えば障がい者を使うとか、高齢者の雇用を考えていくとか、やっぱり伊達の地域ですから、そんな特色を持たせたものも必要かなと思っているのです。ですから、その辺を行政も多少その辺は公社といいながらも、もうけなければいけないわけですから、その辺の地域的な、政治的な部分を、社会的な部分

を口を出していけるのもこれは行政かなと思っているものですから、そのことも含めて協議会とか協議する場、例えば見直しをする場合含めてある程度税金も投入しているわけですから、その辺をやっぱり考えていってもらいたいと思っていますので、何か考えありましたら。

○副市長（疋田 洋） 指定管理全般について、ちょっとうちも不十分な点がございます。それは毎年実績に対して評価をすることになっています。現実にはやってございますけれども、そのところがやっぱり発注するというか、いわゆる市側と、それから指定管理を受けている側の認識というところが、やっぱりちょっといわゆる市民との受けとめ方を、本当に指定管理が受けとめられているかということも含めて十分ではないというところが各指定管理の施設の中で見受けられます。したがって、せつかく毎年この評価をすることになっていますから、これも過日の一般質問の中でもお答えしたように、ここの評価のところについて民間人をそれぞれ入れまして、この1年間の運営としてどうだったのかというような意見あるいは評価も含めてやっていくことがそれぞれこの事業を発展させていくという大きな要素になっていくのではないかと考えていますから、そういったものも含めて今後取り入れていきたいなということでお返事をさせていただきたいと思えます。

○委員（滝谷 昇） まず、第1点は、今回の評価審査結果の話題も出ましたが、評価委員で庁内からと、それから市民からの委員ということですね。市民からの委員、いわゆる民間側の委員お二方おりますけれども、この民間からの選出方法というか、基準というか、それはどういう状況でしょう。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

今回市民からの委員として、会田さんと渡邊さん、お二方に入ってくださいました。会田さんにつきましても、観光ビジョン策定の際の伊達市観光開発審議会の職務代理者としてビジョンの策定にかかわっていただいたということもございまして、また仕事が銀行員ということがありますので、経営的なところのチェックもお願いできないかという視点で入っていただきました。渡邊さんにつきましても、伊達市農業協同組合の女性部長という立場で入っていただいております。これは当然農業者という立場、農業者の方は物産館に対して品物を出すという、そういう立場もございまして、また消費者ということで実際の運営についていかがなものかというご意見もいただけるかというような視点で2名にお願いしたところでございます。

○委員（滝谷 昇） 先ほどもこのかわりのことはちょっと質疑で触れていましたけれども、これまた余り細かくやるとこの制度そのものどうなのかなということも出てきてしまうのですけれども、例えば今仮の話ですけれども、会田さんを委員としてお願いしたのは経済的なここで言う評価項目の中の経済性ということについて見識が深いだろうと、いわゆる銀行員というお話でしたから。というようなことの視点で評価委員になっていただいた。それから、渡邊さんは、農業生産者ということの視点で今回のこの事業についてそういう意見を反映してもらおうということ出てきた。先ほど言ったように、115点の満点から85点から111点とかという差がある。もちろんこんなの各委員が具体的に何点出したなんて表に出すべき話ではないですけども、推測というか、仮にそういう現象があったらどうなのだろうかなという意味での発言なのですが、この団体は、指定管理者のいわ

ゆる受託者は、経済的な見識が高い人から見ると、これはなっとらんぞみたいな評価がされるとか、それから農業生産者あるいは販売者になるのかな、そういうような人から見れば、これはなっとらんぞみたいな感じになって、その項目の中の採点みたいなもの、数値が出ることもあり得ますよね。だから、そのあたりを最終的に、いわゆる総合的な判断せざるを得ないということも出てくると。だから、そこが、基準がこれ何点だったっけ。69点ですか、ほとんど以下でなければそこはクリアしなければならぬなというようなことでやらざるを得ないのでしょうかけれども、いわゆる委託側としては、いわゆる発注側のほうとしては、その辺の傾向的なものは十分考慮されて私ある程度判断すべきだと思うのですが、ただ残念ながらその指定管理者の応募者が、これは今回だけでなく、これ小都市なるがゆえの残念ながら現象ですけれども、競合者がいないということで、これ根本的に正直その指定管理者の基本的な問題。ここの何かなじみというか、整合性というか、そこをどうやってでは我々が求めるものにしていくかという、あるいは育てていくかだとかという指定もしなければならぬわけです。だから、そういう状況については、これ今回だけの問題ではないのですが、基本的に指定管理者制度の活用ということでは、私どものようなこんな都市の中でこれからずっと続く課題ということになりますけれども、前副市長が総務部長のときにたしかやった記憶がありますけれども、現時点で今提起されたようなこと、私提起したようなことを含めて現時点の見解をお聞かせください。

○副市長（疋田 洋） いわゆるこの指定管理者制度ができて一番危惧していたところが、そういった市内の中でやっぱり切磋琢磨をして、いい方向で運営できる母体ができていただければいいということで進めてまいりましたけれども、現状の中でコミセンを除いて、いずれにしても、体協にしても、メセナにしても、思ったとおりの成果というのを上げているかということ、100%というか、60%以上はあるのでしょうかけれども、思った以上の成果というのがまだまだ上げられていないというような状況だと思うのです。そこはいわゆる金の問題もあるのか、人の問題もあるのか、一つの問題としては、確かに専門的な人方を雇用できるような雇用体系、賃金も含めてできていないということが大きな問題としてやっぱりあるのかなという気がしてございます。したがって、そのところを地元ができないから、では全道的、全国的に集めればいいのかという問題ではありませんから、地元の中で育てていくということがどうしてもやっぱりこれは必要なことでございます。したがって、そういった面も含めて今後やっぱり発注する側としてもそういった面を少し見ながら行っていくということが大事だろうというふうに思っています。総合体育館の関係で多分多少の部分はそのところを見込んでやったような気がしていますけれども、そういうやっぱり専門的な知識がある人方がその中で雇用されてどんどんその運営を引っ張っていくということにならないと、なかなか難しいかなというふうに思っています。

○委員（滝谷 昇） それから、先ほどいわゆる公社の陣容が表に出ましたね。役員とか事務職員という表現もありましたね。その中で、私今この項目は、質問は前から機会あるごとに申し上げていたいわゆる市役所職員の天下りの視点で、その辺のかかわりのことどうしても気になっての今質問なのですが、そういう視点からいうと、今回販売員は先ほどハローワークとか何かでとお話ありましたね。それ以外の方々の部分で、いわゆる民間人と市役所OBでは実態数はどのぐらいになっ

ていますか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 役員も含めてということになりますと、実際の事務方のところに限定させていただきます。出資者から来ていただいている取締役という方は除きまして、代表取締役、専務取締役が市OB、その他事務方、一般的な事務をする方については公社の民間の職員というような分担になっております。

○委員（滝谷 昇） 代表取締役と専務取締役が市役所OBで、いわゆる事務員というか、肩書わかりませんが、何とか部長とか何か以下の人たちが民間採用という理解でいいのですか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） はい、そのとおりでございます。

○委員（滝谷 昇） ちょっと民間採用の採用方法は公募ですか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 今回公社の職員につきましては、もともと観光協会のほうで実際に物産館の運営のほうに当たっていた職員がございまして、そちらの職員のほうが引き継いだ格好になっております。採用については、当然公募という形の採用の仕方をとってございます。

○委員（滝谷 昇） 理解は、公社の代表、専務はOBで、それ以外はいわゆる公募をしながらの民間人採用という理解でいいですね。

それと、今出た今までの観光協会とこれからできた公社の業務というか、仕事というか、その関係の、観光協会は観光協会残りますよね。公社は公社でやります。そして、おまけに公社はインフォメーションだとか何か、観光の部分何とかにもなっているわけだから、その今までの観光協会が伊達市からの補助金も使ったの事業展開と、今回発足した物産館とのその辺の仕事の状況どういう状況になるのですか。業務ですよ、業務関係。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 公社と観光協会の役割分担というところですね。そういうことだと思いますけれども、公社を設立した際にもいろいろご説明させていただいたかと思いますが、一般的に言うところの収益につながるような業務、観光業務の中でもそういうところは大きく言いますと公社のほうにお願いしたいというふうに考えておりました。本来伊達観光協会というところは、どちらかといいますと観光振興の中でも公的な業務が本来の業務なのかなと思いますけれども、従来はどうしても物産館の運営というところがメインになっていたというところがございます。ですから、今回公社ができたということでその物産館での販売というところが公社のほうに動きますと、当然残る業務は本来の観光振興というところの業務が観光協会のほうの業務として残るというような形になりますので、そのような役割分担でというふうに考えております。

○委員（滝谷 昇） ちょっと細かくなりますけれども、今回の公社の従業員、いわゆる事務員の中に観光協会から異動した職員もいるという理解でいいのですか。つまり今まで観光協会が持っていた、現時点ではこれはすみ分けすることになっているということで伺っていますけれども、ただ当然人員も少なくなるでしょうし、そういう関係もあって、いわゆる観光協会の業務が縮小した部分は人員が少なくなってこっちへふえているので、直接リンクしなくてもいいのですが、そういう理解でいいのですか。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 観光協会の従来職員につきましては、すべてそのままと言いますと語弊ありますけれども、雇用は継続しております。ただ、その立場は、公社のほうの仕事を

する職員の方もいらっしゃるし、観光協会の仕事をする方もいらっしゃるという形になります。ただ、観光協会の業務につきましては、特に今まで観光連盟が担っていた業務ですとか、また観光協会の組織自体が従来よりも体制強化できるという面もございますので、従来市のほうで行っていた業務を一部お願いするような形になっておりますし、大滝区の観光業務につきましても伊達の観光協会ですとか、やっていただきたいというような形を考えております。ですので、体制的には現在の職員数両方合わせますと、公社と観光協会両方合わせますと、現在観光協会にいる職員の方そのままどちらかに引き継がれるというような形になっております。

○委員（滝谷 昇） それと次に、物販関係で言う今までの販売エリアは、姉妹都市とかなんかのエリアありましたね、コーナーというのかな。だから、そういう関係はこれからどういう状況になっていくのでしょうか、新しい物産館。

○商工観光水産課長（岡田 忍） 物産館のほうで扱う商品というイメージだと思うのですが、当然地元産品が中心という形にはなりません。それで、今現在も姉妹都市の品物、商品は置いておりますし、これは今後も継続していくことになると思いますし、場合によっては品数をふやすということも出てくるかと思えます。また、現在も近隣市町村の品物も置いておりますので、これも継続されるというふうに考えております。

○委員（滝谷 昇） 今質問したのは、実は前の観光館は、販売エリアが小さいということもあったからなのでしょう。大きな声ではないのですが、ちょこっとおれら地元のやつのスペースがそんな少ないではないかよというような実は話もあったので。ただ、こういう時代ですから、なおさらやっぱり姉妹都市とかなんかというのを、連携を強化するということをしなければならない必要性もありますし、お話出たようにこの地域のエリアの例えばイベントとかなんかとかのことも含めて地域の産品を販売するとか、それはそれで結果としての全体の販売額向上につながるのだらうと思えますし、私どもが調査に行く限りは、ここだけのエリアだけのものでも目的達成されているようなのまず見たことありませんから、それはそこで十分バランスのよいことがされていくだろうと期待をいたします。

あと、先ほども実は出ましたけれども、今回物産館を新設をする大きな目的は、地元のもの販売だとか、雇用をふやすだとかありますけれども、その中でやっぱり今の物産館が年間1億前後、だんだん減ってきているとか、そういう状況もあってこういう新しい事業に展開したということの理解はしていますが、先ほども出ましたけれども、やっぱりある程度、中には数字デジタルであらわせないような事業もしますから、それはそれで無理なものは求めませんが、例えばそういう商品販売とかなんかかというのは、やっぱりデジタルでも目標はつくるべきだと思うのです。前、公式か、非公式か忘れましたが、いろいろやりとりの中で2億とか何ぼとかと話も伺った記憶ありますけれども、改めて現時点で、当面の目標ということになるでしょうけれども、とにかく株式会社ですから、そしてそれらしき方々も会社のトップとかサブとかになって、それを期待して行っているわけですから、当然それらしき目標も持たなければならぬと思えますけれども、そういう関係の数値的なものをお知らせください。

○商工観光水産課長（岡田 忍） お答えいたします。

実は公社のほうも既に取締役会も開いておりまして、その中でおおむねの、ここ5年間ぐらいの事業計画も組んだ中での営業戦略を立てているというような格好になっております。それで、その中ではおおむね2年、3年後ぐらいにはもう完全に黒字に持っていけるのではないかという事業計画を立てておりますし、2年目ぐらいの売り上げ目標をおおむね2億円程度というふうに今のところ目標を置いているというような状況でございます。

○委員（滝谷 昇） これ最後にしますけれども、さっき同僚議員のやりとりの中でちょっと気になりましたけれども、基本的指定管理者制度ということを導入するには、発注側あるいは依頼する側というのかな、委託する側というのかな、要するに市にも一定の監督責任が私はあると思っていますし、前にもそういう視点でやりとりもした経過もありますけれども、ただし公社で物販の、物産館に公社というのを指定管理者するというのは、いわゆる民間的な発想で、そして行動して、事業展開して一定の成果を得るということもあって指定管理者制度もやっている。だから、そこを発注側が余り、平易な言葉で言えば口出し過ぎると、民間的な動きを拘束してしまうというような弊害はあるということの思いを持っているわけでありまして、その部分のバランスを考えた上で特に今回の物産館のような事業は進めていかなければならぬと思います。

気になるのは、今回の市役所OBの方がトップあるいはサブで就任するということについて、この間同僚議員と市長とのやりとりの中で聞いて、うん、そういう視点もあるなと思いつつ聞いていましたけれども、改めてちょっと副市長に答弁欲しいのですが、副市長だった人を公社の社長にすることはいかがなものか何かという視点ではありません。それは市長とやりとりしますけれども、でなくていわゆる武家商人とかいう表現もあって、これここ物産館だけではなくて、あっちの観光館のときもそうなのですが、やっぱり何かもち屋はもち屋でということで、視点で組織のリーダーを求めたり、組織をつくったりしているわけですから、だからそこはそうだけれども、そうはいいながら市としての監督責任というのがあるよと。そのバランスを十分判断しながらこういう事業はしていかなければならぬと私は思います。改めて現時点での副市長としてのそういう観点からのご見解を伺っておきます。

○副市長（疋田 洋） 役人の天下りがいいのか、民間人がいいのかということだと思うのですが、基本的には私はこういったところについてはやっぱりもう民間の知恵を、任せたほうがいいというのが基本的な考え方です。ただ、現状市長が心配しておったのが、なかなかやっぱりそういう適任者がいないところが今回のこういった大坪前副市長を代表取締役役に据えたと、据えざるを得なかったということになったのだろうと思うのです。したがって、このいわゆる公社の事業、これだけやるわけではございませんから、これからいろんなところも含めて今規模拡大を考えてございますから、指定管理者だけでもってこの公社が運営するという状況ではありません。ただ、初年度ですから、とにかく仕事がないですから、指定管理が一本にならざるを得ませんけれども、軌道に乗った段階では、それとある意味では民間の知恵をかりながらで、基本的にはその社長の比重というか、また賃金も含めて比重を少なくしていくということで、知恵をどんどん拝借するような形の中で運営をしていくことが今後は望ましいかなというふうに思っております。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第1号の討論に入ります。

議案第1号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第1号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 伊達市農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を議題といたします。

それでは、議案第3号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第3号の討論に入ります。

議案第3号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 伊達市環境基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第7号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 手短にやらせていただきますが、今回文言の調整ということで中身の部分ではないのですが、ただ改めて合併からかなりたっている中でこのようにちょっと追加ということは、ある面私たち議員ももっと早くに指摘をすべきだったのかもしれない。そのことが今のタイミングとしてなぜなのかという点。また、このことをもって逆に考えれば、これから計画を立てる上での指針にもなり得るのかなと、そんなように思うので、改めてこの点について説明を求めたいと思います。

○環境衛生課長（村田 修） お答えいたします。

今回改正に至った理由というのは、一昨年の大滝区の市政懇談会において、市民から環境基本条例に大滝区の地勢が載っていないと、ぜひ載せてくれという意見があったのが1点目であります。

それから、2点目としましては、昨年の環境審議会において、大滝区の委員からそれを受けましてぜひ変えていただきたいということで、環境審議会で議論をした中で答申に載せることになったものであります。委員がおっしゃるとおり、18年の合併の際にはその辺が漏れていたといいますが、前文ということもありまして、条文のほうの改正ということではなかった関係がありまして、その時点での改正はなかったのですが、やはり環境基本条例という趣旨を考えたときに大滝区住民とし

ては載せたいというその気持ちを十分酌んだ中で今回改正に至りました。

以上です。

○委員（小久保重孝） はい、わかりました。本当に前向きにとらえて、ある面このことをどう大滝のほうでも反映させていくかということに考えをめぐらせていただきたいと思いますし、これをつくるに当たってはそれこそトップ、部長もかかわったそれこそ一人として、魂を入れていくということの議論も今までの議会の中でもさせていただいております。その魂入れるという部分では、当然環境基本計画にある程度この部分の中身が具体的に出てくるのかなと、その辺も思っていますし、何のために条例をつくったのかということまでさかのぼれば逆に今回その大滝を追加することでももちろん大事なのですが、恐らくそのことよりもその当時このことの条例としての目的、役割というものがもっともっと明確に議論された中での成果物として非常に市民に親しまれたというふうに思っておりますし、ただある面今翻ってみますと、そのことが何か条例だけがあるというような状態になっていないか、そのことの反省も私たちはしなければならぬのではないかと思うのですが、改めて部長からこの環境基本条例、手直し、文言の整理とはいえ、今後の基本計画を含めた中でどう取り組んでいくのか、ぜひお考えを手短で結構ですから、お聞かせをいただきたいと思います。

○経済環境部長（的場重一） 常に考えております。なかなか具体的に行政側の成果として表現できないことをもどかしく思う部分もあります。ただ、幸いにも条例の中で規定をしましたように、年に1回はチェックをするのだと、検証をするのだということが条例にあったがゆえに、大体そのことを行政も、それから審議会の委員会の中でも議論をしておりますので、答申に出てきたことをつぶさに行政側のほうも真摯に、具体的に、積極的に展開をしていくと。

一方、大きな視点でいいますと、市長は今の第六次の総合計画の中でも環境という視点を重点項目に挙げておりますから、そういう役目でもこの条例は役目を果たしたという思いもあります。ご指摘の点は、担当課長もそうでありますし、職員もそうですけれども、日々心にとめて仕事をさせていただきたいということでご返事させていただきたいと思っております。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入ります。

議案第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 伊達市乳幼児等医療費の助成に関する条例及び伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第5号の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 今回の議案5号の説明資料だけでは、なかなかこの法改正の趣旨がはっきりしないのですけれども、この市の条例でいきますと、第3条の（2）の中の括弧書きの部分を単純に削除するという、3条に関しては。ということなのですけれども、今回の児童福祉法の改正に至った知的障がい児通園施設が除かれたというこの背景、あるいは他の法律によって措置されたものなのかどうなのか、この辺についてはちょっとお伺いしておきたいと思います。

○保険医療課長（武川哲也） お答えいたします。

まず、条例改正の内容でございますけれども、医療助成の対象から除く部分がこの第3条各号に掲げられてございます。1号から3号までに掲げているものが助成対象から除く方々でございます。その中から、この知的障がい児通園施設に通園されている方々は、助成対象者であったのです。ですから、除く方々から除いていたということでございます。今回条例の中からこの施設をなくした。これは、児童福祉法の改正によりまして、この通園施設というのがまた別な一つのグループ化されて、そこでまた措置を受けることができるというような改正が行われました。それで、この児童福祉法第27条の第1項第3号、この中に含まれていた施設からこの通園施設が除かれました。それで、当市の条例の中でもこの27条第1項第3号の施設という中からなくなったものですから、あえてその施設をうたわなくてよくなったという内容の改正でございます。

○委員（吉野英雄） わかりました。行政の条文というのは、なかなか読み込んでいかないとわからないものだなというふうに思いましたが、それで今度は助成対象者となるということで、この知的障がい児通園施設に市としてかかわっていらっしゃる対象の方は、どの程度いらっしゃるのでしょうか。

○保険医療課長（武川哲也） お答えいたします。

伊達市の医療助成の中では、該当対象者はございません。また、これまでも助成の実績はございません。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第5号の討論に入ります。

議案第5号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 伊達市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 市営住宅の関係で同居親族要件でございますが、これなぜ廃止されること

になったのかという点、簡単に結構ですから、国の今の考え方、昔これが設けられたことなどはよく承知をしているのですが、今回なぜ廃止されることになったのか、確認をさせてください。

○建築課長（清野 裕） 公営住宅法、実はさかのぼること60年前ですか、戦後の混乱期にできた法律でございまして、当時はやはり家族単位ということで生活するものだというのが世帯の構成といえますか、が主で中心でございました。最近になりまして、いろんなライフスタイルが変わってきました。核家族化が進み、それから同じ世帯の中でも同居される方がどんどん出ていくという形の中で、いわゆる分権一括法の趣旨からして地方の実情に合わせた形に変えてはどうかということが国の中でも決まりました。それで、同居親族要件、いわゆる公営住宅の入居要件から、これは地方のことは地方に任せたほうがいい、これが趣旨でございまして、そういうことが背景で今回の同居親族要件を各自治体でお決めくださいというのが趣旨でございます。

以上です。

○委員（小久保重孝） はい、そうですね。今ご説明いただいたとおりで、各自治体の裁量に任されているようですが、つまるところこのポイントは、やっぱりこれから単身者というものの取り扱いをどうするかということで、昔はいわゆる若い人の単身者ということの考え方だったのですが、最近はいわゆる高齢者の単身者をどうするかという点があるかと思っています。その点ではこの要件というものをある面本市は維持をしていくわけですが、将来的にはこの高齢者の単身者に向けてどう制度を見直していくか、または何か現状でもある程度認めている部分もあるかと思いますが、その部分制度を見直さなければならない時期も来るのかなど。そのことも含めて、現状考えていることについて確認をさせてください。

○建築課長（清野 裕） 現在、伊達市内には市営住宅821戸ございます。それから、そのほかに公営住宅が214戸、全部で1,035戸ございますが、いわゆる市営住宅でいきますと単身者向けの住戸が170戸ございます。市営住宅の比率でいきますと、約2割強が単身者向けになってございます。

そこで、その数字がどうのだという話なのですが、実はこの条例改正するに当たりまして、住宅審議会のほうにもお諮りしました。その中で、実は今の世帯構成を考えると、核家族化は進み、それから高齢化が進み、その中でこれから単身の高齢者がふえるだろうということが予想されると。そうすると、そこら辺の今のこの170戸だけで間に合うかどうかという話がありました。

そこで、どんな考えがあるのかということも聞かれましたが、実は今の住宅政策というのは平成の17年度に伊達市住宅マスタープランという中で、いわゆる民間の賃貸住宅、それと公営住宅と、それについてもどうあるべきだという話があるものですから、次の改定時期平成27年、ですからその前の平成の26年度にそこら辺のマスタープランの改定に向けての作業が行われると。その中で、いわゆる民間の方々、それから不動産関係者も含めて、平成27年度以降の伊達市の住宅のあり方について、そこで検討してもらおうということの結論に至りました。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） 今回の、いわゆる地方のことは各自治体で裁量に任されるという部分ということですね。いわゆる市営住宅の入居要件、これは今回の入居資格もありますが、やはりこれからの先ほどお話がありました単身高齢者の問題、それからあるいは今の経済環境からいくとかなりの

低賃金労働者が多いということを考えていきますと、やはり市営住宅の整備というのが今後ともやっぱり要求されるのではないかなと思うのです。先ほどマスタープランの作成に当たって平成26年から論議を始めるということですが、私もいろんな相談事で住宅を探さなければいけないというようなことに最近かなり遭遇をしておりますが、現実には市営住宅が、いろんな市営住宅法の改正がありましたけれども、やはり一番安いのです。伊達市の中でも、やっぱり民間住宅で探すとすると最低でも3万から3万5,000円出さないと見つけれない。あるいは、建て替えて新しいところだと6万ぐらいするところもあるわけで、そういった点考えますと公営住宅、いわゆる市営住宅の要望というのはこれからもますます強くなっていくのではないかなと思うのです。実は生活保護の関係でいきましたも、現在住宅に、いわゆる民間のアパートに入居していて生活保護を受けるとなると、もっと安いところを探さないといけないと現実の指導になるわけです。ですが、そこからどこへ行くかといっても、伊達の生活保護の基準でいきますと3万1,000円しか出ませんから、それ以下の住宅を探すというのはもう至難のわざなのです。ですから、やはり市営住宅への入居ということが今後、単身高齢の方もそうですし、若年層についてもやっぱり同じように求められてくるということになりますと、やはりマスタープランの中でそういった点も十分考慮しながら論議をしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、この辺についての感想、お考えいかがでしょうか。

○建築課長（清野 裕） 実は先ほどの物産館の議論でもありましたけれども、民間圧迫という形を一方では公営住宅の場合はあるわけです。民間のいわゆる賃貸業をなさっている方してみると余り建ててくれるなという議論もありますので、それについては住宅審議会の中で十分にそこら辺の意見をぶつけ合ってもらってマスタープランに反映したいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第8号 伊達市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第8号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 先に私のほうから、今回の改正の中身は説明の資料のとおりで理解はさせていただくのですが、特にこの合計額80万以下の特例の部分が非常に特筆すべきなのかなと思いつつも、ただ一方ででも引き上げになる部分もございます。逼迫する介護保険の財政状況を考えれ

ば、これはもういたし方ないかと、これはもう毎年ある面これ考えなければならぬのかなと思うのですが、ただそれをもって、では伊達市としてはどんな効果というものの、例えば介護サービスの向上ですとか、そういったものが効果としてどう期待ができるのかというところを確認をさせていただきたいと思いますが、今回の改正でどんな効果を考えているか、お聞かせください。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

このたびの改正に基づきまして、介護保険料としましては一定額の増額という形で考えております。3,000万以上になるのではないかなというふうに考えておりますけれども、それに伴いまして歳出、支出のほうですけれども、当然いろいろ対象者も増加しておりますので、それに伴います施設の整備という形で今回25年度予定しておりますけれども、小規模の特養を一施設、29名の定員が入るやつと、あと認知症のグループホーム、これは18名定員ですけれども、この2つを25年度予定で建設をしまして、それで今待機者が全道、全国どこも多いという形になっておりますけれども、伊達もできる限りそういう待機者を減らしていくという形で効果が幾らかでもあるのかなというふうに考えております。

また、それ以外では、地域支援事業という形で在宅の関係になりますけれども、在宅の方々に対して、このごろちょっと孤独死とか、いろいろそういう話が出ておりますけれども、その関係で見守りの強化を図っていくという形で、今現在は皆さんご存じのとおり、民間協力者に協力をいただきまして、もしかしてネットというネットをつくっておりますけれども、新聞が何日かたまっていたらもうすぐ連絡いただいて対応するとか、そういう民間の協力をいただくネットを形成しております。これは余りお金のかからないことで、いろいろ尽力をいただいてやっていけるものというふうに考えております。

また、もう一つ、高齢者の住宅の関係ですけれども、今回駅前のほうで公営住宅を整備しまして、その中にシルバーハウジングという形で、今回は40戸中18戸、当初18戸シルバーハウジングを設定しております。これは、LSAという生活援助員さんということを配置しまして、高齢者の見守り等を行っていく。これも介護保険の地域支援事業の中でやっていける事業というふうに考えておりますので、そこら辺をいろいろ、いろんな形で見守りとかバックアップをしていく事業を展開して、効果が出てくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 詳しく説明をいただきました。今ちょうど第5期計画が示されて、これからということになります。伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第5期、この中のいろんなメニューは、ある面今回の引き上げ分などを含めた中で、それを考えた中で整理されたということよろしいでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 今申し上げた中で事業量をはじきまして、監査したという形になっております。

以上です。

○委員（小久保重孝） そうしますと、例えばその中に今おっしゃっていただいた見守り支援サービスとか外出支援サービスというのございます。ちょっと問題になったのかなということで確認な

のですけれども、これ第4期のときにいわゆる計画というものがあって、第4期の計画です。これ平成何年、平成何年ということで、利用者数の推移というものをきちんと数字として出しているのです。今回ちょっと確認をしたら、その計画と実績がちょっとかみ合っていないところがあって、かみ合っていないというか、それこそ見込みよりも多かったところです、今の見守りとそれこそ外出支援サービスですね。そして、多かったのにもかかわらず、今回の5期の計画はある面それを下回っているのです。要するに計画以上に利用があったのであれば、その計画ベースに合わせるべきではないかなというのが率直な思いなのです。ただ、もちろんそのことは当然今回の引き上げ分だけでは賄えないということもあるのかもしれませんが、でもそう考えればそれこそ第4期の計画だってなかなか立てづらい中で進めてきているわけで、この辺の数字の整合性というものがちょっと図られていないのかなと。または、こういう圧縮した数字の中で、結果的には全体の賄いの中でやりくりをしているのだということなのか。ある面その4期の見直し、要するに計画の検証とか見直しというものが第5期の中で反映していないのではないかという視点なのです。そのことがないと、ある面今回の引き上げと私はセットだというふうに考えておりますので、今お答えいただいたような内容ではちょっと理解が市民もなされないのではないかなと、そんなふうにも思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 今の実数、数字の関係なのですけれども、外出支援サービスの……計画書ちょっと手元にあれなのですけれども、計画書の11ページの下のほうに外出支援サービスという形で実数が出て、この実数という形でちょっと確認なのですけれども、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高齢福祉課長（阿部政浩） この外出支援サービス、これにつきましてはちょっと大滝区の外出行支援サービスというか、大滝区の住民に対してのサービスになっておりますけれども、決算実績で、22年度実績752名と、23年度実績が650名ということで、実際落ち込んでいる形になっております。この理由は、大滝の場合、近所の人同士で伊達のほうの病院に行く場合に、一緒に乗っていきましようとか、そういう方が結構このごろあるのですという話をちょっと聞いております。そういう形で予定したよりも実績がちょっと落ちておりますけれども、24年からの計画におきましては高齢者もこれからふえるという形もありますので、この分通常どおりの見込みでちょっと上げさせてもらっている状況でございます。

以上でございますけれども。

○委員（小久保重孝） それぞれ細かく確認は結構なのですが、今の例えば外出支援サービスがかなり大幅に少ないというところと、あと見守り支援サービスのほうは例えば電話の回数なんかは非常に数字が合っていないなというところがあって、いろいろと数字がちょっと納得できないところがあって、ただそのことは結果的には全体のサービスを平均的にならしていく中で決定されたのかなと思っているのです。ただ、今確認をしたいのは、要は4期の実績というものを5期の策定に当たってすり合わせの見直しが当然なされているというふうに思っているのですが、それを見直した中である程度この数字として反映していると。もちろん国の制度の中でのことあるのですけれども、

そのことの確認でございましたので、これ以上お答えは結構ですが、要はそういった点がちょっと散見されたなというふうに思っております。

後でもし何か数字的に足りないところがあれば説明をまた個別に求めたいと思いますが、当初申し上げていただいたように、この改正については本来的には上げていくことについて大変非常に厳しいものがあるのですが、ただある面その中でも何とか所得の低い方に対しての措置がなされたという点が非常に有効だと思っておりますので、これ同僚議員からもまた指摘があらうかと思いますが、その部分については評価をしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（吉野英雄） また以前にやりました産業民生常任委員会の所管事務調査でも、これらについてはる詳しく説明がありました。それで、今回も条例改正ですので、改めてお聞きをしておきたいと思いますが、今回所得段階別保険料額について、国の方針に基づいて低所得者対策として保険料段階を8段階にしたということで試算表が載っております。同僚議員からもありましたように、所得の低い方に対する配慮ということで、下のほうの所得の低い方を段階ふやしてなだらかにするという方向です。これについては、一定のもちろん評価をしたいと思います。

それで、基準となる第4段階から第5、第6段階と、私は多いとは思わないのですが、所得の比較的高い方々に対する保険料について、やはり今後問題になっていくのかなというふうに思っております。第5段階の区分のところ、住民税課税で合計所得金額が190万未満、それから第6段階が190万円以上と、こういうふうになっておいて、料率を掛けて保険料年額が算出をされております。それで、第4期計画との比較でこの区分の問題はどういうふうになっているのでしょうか。金額ですね。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

第4期計画におきましては、第5号と第6号のところになりますけれども、合計所得金額が190万でなくて200万という形になっておりました。それで、第5号のほうは200万未満、あと第6号が200万以上という形になっておりました。これは基準額という形で国のほうで言っておきまして、この金額が国のほうの試算というのですか、そういう試算をしたことによって国のほうの改正がなされまして、200万を190万に改正する、基準額を改正するという改正に基づきまして今回200万から190万に改正させていただいたと。その分190万から200万の間の方が5号から6号にちょっとになってしまうという形にはなっておりますけれども、一応国の基準に合わせたという形になっております。

以上です。

○委員（吉野英雄） わかりました。ただ、やはりこの後これ3年ごとにいわれる介護保険事業計画を見直して、それに基づいて保険料を試算していくということになります。そうしますと、やはりこの基準となる合計所得金額がこういう形で変更になるということは、いわゆるこの金額だけ見れば、ほかのところ見れば高いけれども、実際に生活する上では非常に厳しいという方々についても保険料が上がるということで、これはこの後やはり問題になっていくのかなというふうに思っております。

それで次は、今回の改正で基準額は第4期と比較して月額で308円アップです。それで、年額で3,700円のアップというふうになっております。これこの保険料を抑制するための措置として、道に積み立てられておりました財政安定化基金を2,753万ぐらい取り崩して、同時に介護給付準備基金、これを1億5,000万円取り崩して保険料抑制に充てたという説明になっております。この点については私も市の努力を可といたしますけれども、この措置がなされなかった場合となされた場合、今回やった場合の保険料の抑制効果というのは改めてどの程度であるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

このたびの財政安定化基金取り崩し交付金という形で北海道のほうから来る予定となっております。端数もございますけれども、2,753万6,000円ほどが北海道から来る形になっております。これについて計算式で合わせまして影響額を出しましたところ、年額で860円、月額でいきますと72円の影響額が出てきます。

あと、もう一つの介護給付費準備基金繰入金、これにつきましては伊達市の基金でございますけれども、予定では3カ年で1億5,000万という形で考えております。年額にいたしますと、4,689円軽減される形になる。年額で4,689円です。月額391円の軽減措置で、トータルいたしますと年額で5,549円、月額で463円保険料が軽減されているような形になってございます。

以上でございます。

○委員（吉野英雄） それで、さきの所管事務調査の際のご説明では、介護給付費準備基金の残高見込みについて3月末で3億1,000万ぐらいになるだろうけれども、取り崩しの予定もあって2億円台になるというようなお話がありました。それで、平成24年度の予算編成を見ますと3,164万3,000円ほどですか、この準備基金から繰り入れを行っておりますが、予算編成時点での現在の介護給付費準備基金の残高はどの程度になっておりますでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

予算計上、つくった段階が1月というか、12月末なものですから、正確な数字がちょっと予算上は出ていないですけれども、利息の計算を積立金の利子という形で計算しておりますけれども、そのときは一応500万を取り崩すという形で、3億600万ほどの残があるという形で予算上は計算させていただいております。

それに基づきまして……ちょっと今数字的なあれなのですけれども、考え方としましては財政安定化基金取り崩し交付金2,753万6,000円ございまして、それと先ほどの準備基金が1億5,000万で、足した金額1億7,753万6,000円を、これを3で割ります。3年で割って、その金額を毎年繰り入れというか、取り崩すような形で整理しております。それで、財政安定化基金取り崩し交付金というのは24年度単年度で北海道から来るものですから、その2,753万6,000円を引いた残りの分を先ほど3で割った金額から2,753万6,000円を引きました金額を介護保険給付の準備基金繰入金という形で計上してございます。

以上でございます。

○福祉部長（三戸部春信） ちょっと補足させていただきます。

介護給付費準備基金、これは先ほど委員おっしゃったように、22年度末で3億1,000万ということです。それで、23年度の予算で現在3,700万ほど繰り入れるという現計予算になっております。ただ、これは決算を見ないとわからないわけですが、3,700万まで繰り入れする必要はない、決算ができるかなと思っております。そういうことで、23年度末で3,700万繰り入れたとしましたら、2億7,000万強ですか、それぐらいの残高見込みということです。そのうち先ほど課長が申しましたけれども、24年度から26年度にかけて1億5,000万を繰り入れて保険料の低減に充てるということでございます。

○委員（吉野英雄） 23年末ですね。要するに23年のこれから予定する3,700万の繰り入れ等をやりますと2億7,000万ぐらい残ると。そのうち1億5,000万、ここに計上されている部分を3年間で取り崩していくということで、結局そうしますとこれ介護給付費準備基金については取り崩す分と、それから毎年積み立てる分もありますよね。24年度予算見たら全部積み立てもやっていますよね。ですから、そうしますとこの第5期の介護保険事業計画が終わった段階で、その介護給付費準備基金というのは最終的にこの第5期が終わった時点でどの程度を見込んでいらっしゃるか、計算されたものがありますか、示せるもの。

○福祉部長（三戸部春信） 第5期計画では給付費を見込みまして、それに見合うもろもろの財源入れまして、不足分を保険料設定ということです。それで、第5期では1億5,000万の繰り入れは見込みました。ただし、給付に見合う分の財源確保ですから、基本的には実際の決算はともかくとしまして、計画上是剰余金が出ないだろうということで、新たな積み立てを計画の中で見込んでいくということはいたしておりません。

○委員（吉野英雄） それで、第5期の介護保険事業計画で、先ほどお話がありました新たに特別養護老人ホームの、少人数のですけども、それといわゆる認知症の関係をやります。それについては、この第5期の事業計画の中では、これ24年度についてはそれは見込まれていないと思いますが、25年度以降見込んだ数字で全体の事業計画費というものが計算されているということでよろしいのですよね。確認をさせてください。

○高齢福祉課長（阿部政浩） 25年から開設ということで、25、26にその事業費を見込んで計画を立てております。

以上です。

○委員（吉野英雄） そうしますと、現時点では新たに25年度から開設される部分についても今回の介護保険事業計画の中に盛り込んでいるということで、もちろん決算にやったときにどうなるかという問題はありますが、今のところ予定どおりでいくと今回の介護保険料の改定でその保険料とさまざまな国なり道なりからの金額、支出金、こういったもので第5期については賄えるということで確認をしておきたいと思います。

それで、先ほどその第5期の計画が24、25、26と終わった段階でいわゆる準備基金が、残高見込みをお伺いしたのですが、どうもはっきりはわからなかったのですけれども、最終的に準備基金というのはどの程度残るものかというのは、はっきりお答えがなかったのですけれども、これもパブリックコメントをおやりになった際にいろいろご意見は出ていると思うのです。1つは、道に残っ

ている財政安定化基金、これ道のほうからはっきりこの使い道、3分の1残ることになっているのですが、これについて道のほうからその使い方をどうするのだというようなことについては各市町村に示されていますでしょうか。

○高齢福祉課長（阿部政浩） お答えいたします。

北海道のほうから北海道分の取り崩し額が一応3年間で33億という形になっております。そのうちのほとんど毎年10億ぐらいずつ特別養護老人ホームの支援という形で、道内の特別養護老人ホーム設置の支援という形で助成していくという形で文書をいただいております。

以上です。

○委員（吉野英雄） わかりました。特養の待機者というのは全道的にもまだ都市部などを中心にかなり多いですので、こういった点に使っていくということについては了解したいと思えます。

それで、残った財政、いわゆる介護給付費準備基金の残額をやはり私は、これは介護給付費準備基金は結局被保険者の保険料率を使い方を積み立てたものですよね。ですから、やはりこれらを不足分する介護サービスですとか、そういったところに、もし事業的に新しく何かやらなければいけないというときにはそういったものに私は使って、全額使えとは言いません。ですけれども、そういうものに活用できる基金であろうというふうに思っておりますから、いわゆるパブリックコメントでもさまざまなご意見があったと思います。もっとサービスの的にこうものを作っていただきたとか、この介護保険事業計画期間中であつてもそういったものをもしできる事業であれば、そういった基金を活用しながらできる範囲でやっぱり取り組んでいくものがあるのではないのかなと思っております。これについてはまた一般質問等でご提案をしたいと思えますが、そういう市民のサービス向上のために基金を活用する考え方についてはいかがなものでしょうか、お伺いしておきたいと思えます。

○福祉部長（三戸部春信） 確かにひとり暮らし高齢者ですとか、住みなれた地域で生活を続けるために、こういう介護保険でなかなかできない部分もあるのですけれども、そういうところに対してパブリックコメントで意見も寄せられていまして、私も見ました。それで、介護保険は、これ基本的には制度運用というところが大きいです。それで、保険料をいただいて、国とか道からも公費を入れた中の保険運営ですから、なかなか伊達市独自のものというのか、上乘せとか横出しとかというのなかなか難しいです。それで、ただ純粋な福祉サービスということであれば、一般会計のほうで高齢福祉ということで介護保険にはまらないようなそういう、先ほど大滝の話もありましたけれども、外出支援とかそういう生活支援も一般会計のほうで福祉サービスとしてやっている部分もあります。そういうところで、多くの方が望まれるサービスでこれが公でやるべきだということであれば、一般会計の福祉サービス、そういうところで年度ごとに取り入れていくことは可能だと思います。介護保険のほうは、やはり5期の計画ということで介護保険料も設定させていただいておりますから、その中で制度の中のサービスの移行、入り繰りは可能だと思うのですけれども、なかなか制度になじまないものを入れ込むというのはちょっと難しいかなと思っております。

○委員（吉野英雄） 制度の中でやらなくてはいけないものですから、それはもちろんわかっております。さまざまな他市町村でやっているものもあるのです、介護保険事業で。伊達市の中でまだ

取り組まれていないものもありますから、そういったものを私どもも提言をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともご答弁は要りません。ご検討いただければと思っております。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第8号の討論に入ります。

議案第8号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

次に、平成24年度閉会中継続調査の申し出（案）についてを議題といたします。

このことにつきまして正副委員長案をお手元に配付しておりますので、副委員長より説明いたします。

○副委員長（菊地清一郎） それでは、お手元に配付させていただきます平成24年度閉会中継続調査の申し出（案）につきましてご説明させていただきます。

書類番号1をお開きください。この閉会中の継続調査の内容に関しましては、これまで同様、事件に関しましては今お手元にございますように、（1）から（17）の合計17項目を見ております。

以上でございます。

○委員長（原見正信） それでは、質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

次に、平成24年度所管事務調査年間活動計画（案）についてを議題といたします。

このことにつきまして正副委員長案をお手元に配付しておりますので、副委員長より説明いたします。

○副委員長（菊地清一郎） それでは、続きまして、書類番号2をお開きください。本年度の正副委員長の案としまして、事務調査計画を立てました。読まさせていただきますが、月別の活動計画ということで、7月、次世代エネルギーパークについて、8月、水道施設及び老朽管の現状と更新計画について、10月、（仮称）就農支援・研修教育施設の運営についてで、来年2月になりますが、

観光物産館の運営について、以上4項目を正副委員長案といたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（原見正信） それでは、質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。伊達市議会会議規則第101条の規定により、正副委員長案のとおり議長に對しまして平成24年度閉会中継続調査の申し出及び平成24年度所管事務調査年間活動計画を報告することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり大変にご苦労さまでした。ありがとうございます。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 3時50分）